

河長監第48-1号

平成28年8月12日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

三島 克則

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

保健福祉部生活福祉課及び障がい福祉課並びに子ども未来部子ども子育て課

第2 監査対象期間

平成27年度

第3 監査実施期間

平成28年4月22日（金）から平成28年8月10日（水）まで

(1) 書類監査 平成28年4月22日（金）から平成28年7月27日（水）まで

(2) 委員監査 平成28年8月10日（水）

第4 監査場所

監査執務室、監査対象部執務室及び監査対象部所管施設

第5 監査手続き

監査対象部の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

第6 監査結果

監査対象部の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<生活福祉課>

1 「河内長野市くらしの資金貸付制度」に基づく貸付金について

市から社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に貸し付けた貸付金2,000,000円は、過去に協議会が貸付を行った借受人からの返済がないため、協議会から返済されていません。協議会と河内長野市は、今後の方針を明確にし、消滅時効となる私債権の整理を行う必要があります。

2 現金出納簿等について

生活福祉課は、生活保護費については現金出納簿を、一般応急扶助費及び駐車料金については前渡資金整理簿を作成していました。しかし、現金出納簿上では、生活保護費定例窓口支給分は、毎月5日支給を基本とし、支給日に全員が取りに来たことになっていましたが、現実には、支給対象者全員が支給日に取りに来たわけではありませんでした。

また、生活保護費窓口払追加分として支払われるはずであった現金が、死亡等により資金前渡職員である課長から戻入されているケースがありましたが、現金出納簿には記載されていませんでした。

一般応急扶助費及び駐車料金の前渡資金整理簿は、河内長野市会計事務規則に基づく様式を使用していましたが、記載内容は前渡資金精算書の記載事項をコピーしたものでした。また、一般応急扶助費及び駐車料金に係る現金出納簿は、作成されていませんでした。

行旅病死人に係る前渡された資金は、検案料等が現金出納簿及び資金前渡整理簿に記載されていませんでした。

資金前渡職員である課長は、河内長野市会計事務規則第68条第3項及び第96条の規定に基づき、前渡資金整理簿と現金出納簿を作成しなければならないとされています。市長は、現金出納簿や前渡資金整理簿のあり方、事務の実態と規則の整合性を検討する必要があります。

<障がい福祉課>

現金出納簿等について

障がい福祉課は、課長が資金前渡を受け切手を購入していましたが、

前渡資金整理簿及び現金出納簿を作成していませんでした。資金前渡職員である課長は、河内長野市会計事務規則第68条第3項及び第96条の規定に基づき、前渡資金整理簿と現金出納簿を作成しなければならないとされています。「生活福祉課 指摘事項2 現金出納簿について」同様、市長は、現金出納簿や前渡資金整理簿のあり方、事務の実態と規則の整合性を検討する必要があります。

<子ども子育て課>

汐の宮保育園の民営化について

子ども子育て課は、河内長野市物品管理規則第10条第1項の規定に基づき物品を廃棄したとして、備品返納通知書を会計課長に提出していましたが、実際には、市有物品譲与契約書を締結し、社会福祉法人高向保育園に譲渡していました。備品を使用する必要がなくなったときは、河内長野市物品管理規則第9条第1項の規定により、備品返納通知書(様式第4号)により当該備品を会計管理者に返納する必要があります。

汐の宮保育所の建物は社会福祉法人高向保育園が市から譲り受け、保育所の敷地については現在まで無償貸与されています。行政財産である汐の宮保育所の建物を普通財産に切り替える決裁文書や当該建物が財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条各号に掲げる要件にあてはまるかを審査した決裁文書はありませんでした。子ども子育て課は、行政財産を譲渡する場合には、普通財産に切り替えた上で財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条各号に掲げる要件にあてはまるかを確認し、その経過を明確にしておく必要があります。

た。

汐の宮保育所の建物に係る公有財産の用途廃止や譲与については、河内長野市公有地有効活用検討委員会に付議し、検討した経緯がありませんでした。子ども子育て課は、行政財産の用途を変更する場合及び普通財産の処分を行う場合は、河内長野市公有財産規則第8条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づき、河内長野市公有地有効活用検討委員会に付議する必要がありました。

(教育委員会へは、別途同一内容を通知しています。)